

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議
第8回議事録

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議（第8回） 議事次第

日 時 平成25年10月31日（木） 14:59～16:58

場 所 中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室

議 題

1. 原子力委員会の在り方の見直しについて

○森田座長 皆様、こんにちは。本日も御多忙の中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから第8回の「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議」を開催させていただきます。

まず、冒頭に、山本大臣から御挨拶をお願いします。

○山本大臣 今回もお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

これまでの議論で、私の理解するところ、1つは、原子力委員会の形骸化された業務、これはもうやめる。ほかの機関で担い得るものは担ってもらい、原子力委員会が本来取り組むべき業務をしっかりとやるべきだと等々、こんな形の大まかな方向性を議論しているのではないかという理解をしております。

前回、出席できなかったのですが、大きな流れ、大まかな方向性についてはある程度ラインが出てきているというようなことも伺っておりますので、これも私の理解では、今日からいよいよ原子力委員会の組織とか後継組織の在り方とか、こういうことに踏み込んで議論していただけるのではないかと思います、きょうも是非闊達な御議論をお願いできればと思います。

以上です。

○森田座長 ありがとうございました。

それでは、続いて、事務局から資料の確認をさせていただきます。

○石井参事官 それでは、議事次第に沿って資料の確認をさせていただきます。

資料1「原子力関連資機材・技術の輸出管理について（経済産業省資料）」でございます。

資料2-1、2-2とございます。原子力委員会の今後の方向性についての論点整理（たたき台）が2-1、2-2は修正履歴付きのもの、ほぼ同じ形の資料でございます。

資料3「原子力委員会の組織等の議論に向けた整理（内閣府資料）」でございます。

資料4「原子力委員会及び事務局の役割・体制について（内閣府資料）」でございます。

資料5「原子力政策大綱等について（原子力委員会近藤委員長資料）」でございます。

参考資料1が原子力委員会設置法の条文がございます。

参考資料2が第3回の議事録でございます。

以上でございます。

○森田座長 よろしいでしょうか。不足のものがあれば御連絡ください。

本日は、小幡委員、寺島委員は御欠席との連絡をいただいております。

本日の会議も公開で行います。

また、本日も原子力委員会近藤委員長、内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、原子力規制庁に御出席いただいております。

関係府省は基本的にはいつもと同じですけれども、質問にお答えいただくための御出席ということですので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は、まず、経済産業省から資料の提出がございましたので、御説明いた

だきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○畠山原子力政策課長 経済産業省でございます。

お手元の資料1に基づいて御説明させていただきますが、前回、佐藤委員から問題提起のあった話でございまして、原子力関連資機材あるいは技術の輸出管理について、これが外為法でやっているわけですが、どういう形で原子力委員会と協議ないし調整が行われているのかということでございます。

まず、大枠は上の段を見ていただいて、国際的な対応としてNSG (Nuclear Suppliers Group) ですが、ここでも、ここでどういうものを対象に管理をしていくのかということが決められまして、それにのっとって各国対応する、こういうことになっているわけですが、その関連の会合で、すなわちどういう対処方針で臨むのかということについては、これは外務省で取りまとめをいただいておりますけれども、事前に原子力委員会事務局も含めて関係各省が協議をして会議に臨むということになっております。

そこで決められたものについて、国内としては外為法、これは最終的には品目は政令で定めておりますけれども、政令に基づいてリスト化をし、必要に応じそれも改定を行うということになっていまして、これもまた通常の手続ではございますけれども、政令の策定あるいは改正のときには各省協議ということが当然されていまして、内閣府含め協議をされているという格好でございまして、特にこういう中身にするということについて原子力委員会で御議論いただいたりとか、個別に御相談申し上げたりというよりは、通常の手続の中でそういう協議が行われているという状況にあるというのが実態でございます。

私からは以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問はございますか。

では、佐藤委員のほうからお願いいたします。

○佐藤委員 確認までに、関係省庁はなぜ原子力委員会と協議するかということの趣旨ですが、根拠法はもちろん違うのですが、原子炉等規制法の場合と同じように、これから外国に行ったときに、平和利用目的以外に転用される可能性がある、あるいは逆に言うところと拡散につながり得るかどうかというについての原子力委員会の見解があれば言ってもらえるということが趣旨ですか。

○森田座長 どうぞ。

○畠山原子力政策課長 国際的な対応と国内対応と若干異なるところがあると思いますが、国際的な対応としては、関係省庁の位置づけを踏まえて対応しています。

○佐藤委員 国内的対応で経産省が原子力委員会に協議することになっていますね。その部分の趣旨。なぜ原子力委員会の意見を聞くかという理由です。

○畠山原子力政策課長 ここは我々の理解では、理由は特定されておらず、というのは、政令を定める際に、通常、各省合意しなければいけない、各省に協議をするという中で行われておりまして、個別に今まさに先生がおっしゃいましたように、こういう趣旨で見て

くれということで、個別に協議をするという形にはなっておりません。

○佐藤委員 関連してもう一つよろしいですか。

原子力委員会のほうに伺いたいのですが、原子力委員会は、この協議を受けたときにどういう見地から、この協議に対応されているのでしょうか。

○森田座長 では、近藤委員長、お願いします。

○近藤委員長 このNSGで議論されるリスト、機材、技術、最近は知識というのも入っていると思うのですが、それについてセンシティブなものというのは本来詳細な技術的議論があるわけですが、その議論の経緯をこれは事務局がやっているというよりは私個人として、専門家として見て適切や否やということを判断して適宜に発言をするという位置づけです。

○佐藤委員 その趣旨は、言うなれば、拡散につながる恐れがあるかないか。だから、これを許可してもいいかどうかというポイントですか。

○近藤委員長 NSGの輸出管理の枠組み自体がそういうことです。だから、NPT加盟国以外の国に出すべきや否やという、最終的にはその観点で、そういう意味でのセンシティブな技術かどうか、情報であるかどうかということの判断について衆知を始めるということで発言しているということです。

○佐藤委員 わかりました。

○森田座長 城山委員、どうぞ。

○城山委員 ほぼ同じだったので結構なのですが、一応1点確認ですが、この表の中で内閣府、文科省等と書いてあるのは、別にこの2つが特出しされているわけではなくて、要するに関係省庁への協議という一般のこの2つも入っていますよということを一応書いただけであって、そういう理解でよろしいわけですね。

○畠山原子力政策課長 特に政令のほうは、まさに全省になります。NSGは別に対処方針を全省合議するわけでは必ずしもありませんが関係省庁に合議をしているということで、特に原子力委員会事務局と文科省だけではないということでございます。

○森田座長 わかりました。私からもお尋ねしたいのですが、これまでに原子力委員会のほうから何かそういう協議に対して意見を言ったこととか、そういうケースは個別的にもそうですけれども、頻繁にあるのか、ほとんどなくてあれなのか、その辺はいかがでしょうか。

では、どうぞ。

○近藤委員長 私どもで最近の事例で言いますと、私自身が気にしていたことでは、やはり濃縮、同位体分離技術、濃縮技術については、国内でも核物質以外の濃縮という行為はあるわけで、その辺の扱いについて確認をするというようなことを行ったことが多分最近の事例だと記憶しています。そんなに年に1回とか2回、記憶が薄れていますが、最近の事例だと多分そういうことをやっていると思います。

○森田座長 では、受け手の経産省、どうぞ。

○畠山原子力政策課長 済みません、それ以上のことを私のほうで何か把握している事実はありません。

○森田座長 わかりました。

それでは、ほかに御意見いかがでしょうか。御発言はよろしいでしょうか。

次に移りたいと思います。

原子力委員会の近藤委員長からも御発言いただきましたけれども、資料が提出されておりますので、これについて御説明いただきたいと思います。3分程度でよろしく願いいたします。

○近藤委員長 これは私、前回欠席したものですから、新聞情報等で気になるというか、私の理解は、既にお出した資料で御理解いただいていると思って、念のため確認ということで3点書いてございます。

1つは、原子力政策大綱云々ですが、原子力委員会は何であるかということです。これは原子力基本法にありますように、原子力行政の民主的な運営を図るためということで内閣府に原子力委員会を置く。これが一つのキーワードであります。

2つは、原子力委員会は、原子力利用に関する事項というところについて企画、審議、決定するとあるところ、この中身は、いささかの規定もないという大ぐくりの法律なわけです。これは例えばエネルギー政策基本法などでいえば非常に詳細に要件とか書いてあるわけですが、実は何も書いていないわけですので、したがって、原子力委員会としては、原子力基本法の目的と手段の2つの条文をいわば指導原理として政策を議論する。それを取りまとめる手段として政策大綱というものを決めてきたということでございます。

ですから、2つ、1つは民主的運営ということでこんな体系になっているということと、中身については、政策大綱云々というよりは、計画的推進に始まる様々な原子力基本法で言うところの要件を担保するための手段として政策大綱の位置づけとなるということです。

2つ目は、所掌事務についていろいろ議論されていますが、もともと各種の基本法というのはあるのですけれども、原子力基本法というのは多分一番早いほうなので、最近基本法でエネルギー政策基本法とか科学技術基本法とか見ますと非常に詳細にやるのが書いてあるのですけれども、そんなものは何も書いていない法律なので、したがって、逆に言えば何をやってもいいというか、その2つの目的に照らして合理的と思うものは委員会の裁量でもって政策として挙げていくという取組をやってきたということです。

ですから、それを集大成して適宜に5年に一度程度こういう範囲のことが原子力研究開発利用の推進の観点から重要ということで、何でもそこへ放り込むという格好で長期計画などもまとめたというようなツールとしてある。法定でも何でもなくて、法律で定められた任務を果たすための手段として大綱というものはあるというステップ等が書いてあります。

3つ目は、もう既に議論が出されましたけれども、佐藤委員の指摘のことですが、これは繰り返しませんけれども、基本的には今後の問題は佐藤委員が指摘されたと思うのですけれども、確かにIAEAにおいては、今のセーフガードと追加議定書の世界が本来的な意味

で核拡散防止に十分かという議論が再度なされてきて、次の政策球としてIAEAで将来計画を議論した際にアディショナルプロトコル、追加議定書プラスというコンセプトが出てきて、その中で、いわゆるウェポナイゼーションのアクティビティといますか、要するに核物質を使うか、使わないかで核兵器の設計図をいじるとか、議論するとかというような活動をしていることについても、その者にIAEAの職員がインタビューするとか、そういう権限を与えるべきではないかという議論がなされているという状況にあります。

したがって、問題は、そういうことについて国内で誰が把握するかという問題。実は厄介な問題なのです。今、1つ事例としてありますのは、レーザー核融合の技術というのは研究している人は本当嫌がりますけれども、実態としてかなり核兵器と関係が深いものですから、しかし、非常に面白いサイエンスがここで展開されようとしていますので、それについて共同研究するとかしないとかということについてどう考えるかということ。これは学術会議も少し御相談申し上げているわけですが、そういう格好で次の世界の問題についても原子力委員会としては考え初めていますということで、この問題はフィックスした問題というよりは、そういう時代、学問の進歩に応じていろいろなことを絶えず誰かがウォッチしているという性格のものであるということを指摘しておきたかったのでここに書いておきました。

以上です。

○森田座長　ありがとうございました。

ただいまの御説明に対して、何か御質問等ございましたら。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員　ありがとうございました。私の記憶が確かかよくわからないのですが、1990年代に入って今様というか、エネルギー政策基本法のような形で基本法なるものがこのような形で書かれることになったのは1990年代以降で、特に科学技術基本法などがその初期の一つの例であると認識しております。

それ以前の基本法というのは、昔の教育基本法であるとか、国家計画と一体とは必ずしもなっていなかった。それがなったのが90年代半ば、それが標準的様式になって、これは一体何がひな形なのだろうかというのと、原子力委員会がひな形なのではないだろうかとは思っております、だから、長期計画とかやってきたのは原子力委員会、ほかにもあるとは思いますが、あの様式、事実上基本計画みたいなものをつくってきたという様式がある種科学技術創造立国とかという旗印のもとで、あらゆる分野に入ってしまったのではないだろうか。だから、原子力委員会のほうは先輩なのではないだろうかというような見方をしております。

ただ、原子力委員会の長期計画というのは、一種独自というか、民間のやることまで書いてしまっているので、その辺は国の施策を計画的にという、それ以上の見方によっては、それをはるかに超えるような民間のやることまで規定をしていた。その後、ちょっと変わったけれども、そういう様式においても、先駆的なものであって、今の基本計画はそこ

まで具体的には書いていないものが多いのではないかと。一部では書いています。

だから、原子力委員会というのは今のモデルにむしろなっているのではないかというような認識ですが、どうでしょう。

○近藤委員長 少なくとも原子力基本法には長期計画という言葉はありませんで、ただし、計画的推進という言葉が基本法に書かれている。それを委員会が独自解釈というか、施策を計画、審議、決定するというプロセスの中で、それを踏まえたものであるべきということで長期計画なるものをつくった。委員会の裁量で基本法の趣旨を踏まえた取組をしたのが長期計画であるという整理で、それを法定化しようとしてエネルギー政策基本法なり科学技術基本法、そういう内容になっていることは、それを見て決めたかどうか、私はコメントする立場にないので控えます。

○森田座長 ほかにいかがでしょうか。城山先生、どうぞ。

○城山委員 近藤先生の1つ目の計画的推進と民主的運営のところで1点確認ですが、一番最後のところに、主要論点は計画的推進を主務大臣の独任とするほうが実効性も含めて民主的運営にかなうかどうかではないかというところですが、これは前回は若干議論しましたが、いわゆる3条委員会、8条委員会、ですから、形式の話でいうと、一応主務大臣が見る。原子力委員会というのは3条的な8条委員会なので、基本的には主務大臣が見るというのは多分法律的なつくりで、ただし、かなり自立性を持った3条的な8条委員会がそれをある意味では支援していたという形だと思うので、要するに、ここは実質論は主務大臣が形式には独任で見えています。ただし、そこをサポートするメカニズムをどうするかというところをどういう形がいいのかというところの議論であると認識しているのかと思うのですけれども、そういうことでよろしいのかどうか。

そのときに、民主的な統制といったときにも、もちろん大臣は当然議会の選んで、首相が選んできているわけで、それは1つの民主的統制のラインなので、それが1つの重要な民主的統制のラインであって、委員会に誰を入れるかということとは切り離して考えるということが多分実質的なかなと思うのです。

ただ、形式で言うと、一応、今の仕掛けも主務大臣の独任ということなのではないかと思うのです。特にその辺で注意しておくべきことというのはありますでしょうか。

○近藤委員長 これはむしろ私は専門家ではないので、皆さんのほうが専門家なので私が答えるのはおかしいのですけれども、1つは、原子力委員会設置法の世界で委員長が科学技術庁長官であるというシステムであるから、それをもって独任制と見るかどうかということは、恐らくそうではないのではないかと。つまり、あそこへ当初湯川先生とか、そうそうたる大物を入れて原子力委員会をつくったときのコンセプトは、合議制の仕組みを持って、それを民主的と言うかどうかは私もわかりませんが、おっしゃるような議会との関係もあるわけですが、しかし、決定プロセスにおいて、それを持って民主的と皆さんが思っていたと私は習った、聞いたように思います。

○森田座長 よろしいですか。

○城山委員 はい。

○森田座長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、本日の議題の最初ですけれども、前回会議におきまして論点整理をお示しし、委員各位からおおむね御了解の御意見をいただきましたけれども、幾つか新しく御意見もありましたので、それを踏まえて城山委員と増田委員に相談して修正することをお願いしておりました。

資料につきましては、事前に既に委員にお送りさせていただいておりますけれども、それでごらんいただいたものと思いますけれども、一応これにつきまして、まず城山委員から御説明をお願いいたします。

○城山委員 私から概略をお話しさせていただいた後、増田先生のほうから若干追加コメントをいただければと思います。見え消しのほうがいいと思いますので、資料2-2でごらんください。

まず、若干今の議論とも絡みますが、ここの方向性としては、多分網羅的な原子力大綱というツールは必ずしも使わないということで、そこは特に御意見はなかったと思いますが、エネルギー基本計画の枠のもとでということで、そこまで強く言う必要があるのかという御議論があったと思います。

それに基づいて、まず2ページ目の一番上のほうですけれども、ここは前段でもエネルギー基本計画、科学技術基本計画を触れているので、あえて文章を改めてエネルギー基本計画で示された方向性に沿ってと言う必要はないだろうということでここは落としています。

2つ目ですが、2ページ目の下のほうですけれども、これは燃料サイクルの進め方等を念頭に置いています、ここも示された方向のもとでというところまでは言わない。少しそこを緩めて、整合性をとりつつという。つまり、こういう点について検討してくれないかと言われたときに、当然独立の立場から意見を言うというのはあり得るので、その裁量の余地というのは残しておいたほうが良いだろうということで、方向性のもとでというのは整合性を取りつつという表現に変えたというのが2点目であります。

3ページ目、これは先ほども御議論があった、佐藤委員が言われた核不拡散です。つまり、狭い意味でのインプリメンテーションの手段としての保障措置だけではなくて、もう少し広い話をどこで扱うのか。それはある程度原子力委員会でも扱ったほうが良いのではないかという御議論だったかと思います。そういう保障措置より広い核不拡散についても言及すべきだという御意見をここに足したというのが一つです。

それを受けて、論点のところにも赤字を足しています。「例えば、平和利用等にかかる政策の観点から核燃料サイクル政策等についても独自の立場から意見を言うことはあり得る」ということであります。

これは例示として書いてあるのは、核燃料サイクル政策で、前回御議論があったのが、例えば六ヶ所の国際利用とか、そういうことがあるわけですけれども、そういうことを念頭に置いているわけですが、先ほどの2ページ目の下のところは、核燃料サイクルの話は、

国内問題としては要請に応じて検討というのはかなり自己規制的に限定して書いているわけですが、この平和利用とか、恐らく国際的な政策との関係においては、多分原子力委員会は一定のことを言うことはあり得るだろうということで、これは平和利用等の観点からは燃料サイクルについても言うことがあり得るという表現をしています。

厳密に言うと、ここに「等」を2つつけているというのは、日本語としては余りきれいではないのですけれども、つまり、ここは平和利用のことなので平和利用で書いていますが、ある種国際協力にも六ヶ所のようなことだと関係してくるので、1つ目の「等」を入れた。もう2つ目の核燃料サイクル政策等も、核燃料サイクルは前回議論された1つで重要だと思いを挙げていますが、例えば今の質疑でも御議論があった濃縮だとか、レーザー核融合、そういったものも当然議論の対象には入り得るので、ここも一応等を入れているということでもあります。この部分については、独自の立場から意見を言うという少し強めの表現にしたというのが3ページ目であります。

4ページ目、上のほうは基本的には文言上の話です。文科省、総合科学技術会議という書き方をしていたのですが、科学技術基本計画のもとでの総合科学技術会議、文科省という言い方のほうがいいだろうということで、ここは修文をしています。

真ん中のところは、1つは古城委員のおっしゃられたことの趣旨が違うという御発言があったので、少しそこを明確にする表現にしたということ。

対IAEAの話は、橘川先生、寺島委員、お二人が言われたので一応挙げているということになります。

論点のところですけども、基本的には上2つの段落は変えていません。国際会議において対外的説明を行うというのは単なる説明ではなくて、実質的な意見交換ということでありましたので、それを入れたということです。

論点の最後の1段落を加えたのは、政府内で一元的、戦略的に対応していく必要があるという御議論があって、これはある種必要だろうと、ただし、これは必ずしも原子力委員会がやるという話ではない可能性もある。かかわる必要性、余地は十分あると思えますけれども、そういう意味では、御意見としても政府内ということだったかと思えますし、これもまだこなれていないのですけれども、国際的な戦略を考える上での国内的な継続的コミュニケーションの場は必要だろう。

これをどういう形で置くのかですね。原子力委員会はかむかもしれませんが、別に原子力委員会が独占しろという話では全くなくて、むしろ対外的な戦略という意味で言うと外務省さんなどが中心になってやるほうが自然かもしれません。ここはオープンにしていますが、対外的に発信する前提として、国内の情報共有が必ずしも十分ではないという問題意識かと思えますので、こういう形で一応論点としては受けたということになります。

むしろ実質はどこに書き込むか迷ったところでもあるのですが、一応ここに触れておいて、実は大事なものは、これは前もお話ししましたが、8ページ目の最後の下のところ、担当大臣、きょう、山本大臣がいらっしゃっていますが、担当大臣がきちっといるという

ことが実質的には極めて大事だろうという認識なので、そことも絡んでくる。ここは組織論の議論とも後々かかわってくる点かなと思います。

以上が主要な修正点で、あとは特に変えてはおりません。

以上であります。では、増田先生のほうから。

○森田座長 どうもありがとうございます。

それでは、増田委員、お願いします。

○増田委員 今のとおりで、2ページのところで、要は原子力委員会が8条機関なのですが、けれども、まずは歴史的な評価として3条機関的な極めて独立性の高いものとして活動してきたということを踏まえてここは考えていく必要があるだろうということでもあります。

私、つけ加えることは以上であります。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、この修正についていかがでしょうか。この場で特に何か御意見がございましたら御発言いただきたいと思います。

では、吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 賛成ですけれども、4ページの橘川委員と寺島委員のIAEAに対してというのは、我が国として政府内で一元的、戦略的に対応していく必要があるというのは、論点では全然ないですね。橘川委員はそれでよろしいのですか。私もよくわからないから一元的なのか、規制委員会が当然かまなければいけないのではないかと前回意見を言った記憶があるのですけれども、ここはすばっと落として。

○森田座長 城山委員、どうぞ。

○城山委員 済みません、先ほど舌足らずだったかもしれませんが、一応論点の3つ目の国内的な継続的コミュニケーション、場をつくるというのは、実質的には一体的な国内調整の何らかの場は必要だと。ただし、パーマネントな一元的な主体とまでいうかということ言わないという判断で一応こういう書き方をさせていただいたということで、それでどうかということは橘川先生のほうから御意見あればいただきたいと思います。

○森田座長 では、橘川委員、どうぞ。

○橘川委員 私はこれでいいと思うのですが、今、吉岡さんが言われたように、一元的というと戦略的横断的なことをやるところに一元化してしまうと聞こえてしまいますけれども、やはり規制委員会、規制庁は独自に対外的な窓口にならなければいけないと思うので、一元的という言葉は誤解を生むかなという心配がむしろあります。

○城山委員 では、要約として少し表現を変えたほうがいいのかということでしょうか。

○橘川委員 寺島さんは違うかもしれないですが、規制委員会は独自にIAEAと向かってもらわないと絶対困ると思いますので。

○森田座長 今のところですが、確認させていただきますが、論点のほうにはこういう形の反映でよろしいということですね。わかりました。

では、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 前回と繰り返しになるところがあるかもしれませんが、前回、大臣がお見えでなかったものですから。

私は、ここでの議論と違う視点から心配をされていて意見を言わせていただいたのですが、日本が持っているいろんな原子力関係の技術について、世界、特にアメリカでもこのごろ出てきているのは、核兵器への転換の可能性です。だから、潜在的核兵器開発能力という意味で捉えられている。この疑念をどうやって晴らしていくか。もう一つは、きょうの新聞にも出ていましたけれども、日米原子力協定を自動延長に持っていくために国際的な懸念を排除していく。

この2つの意味から私は、今度の原子力委員会の改組というか後継組織をつくるのは、日本の平和利用の徹底に対する、あるいは核不拡散の徹底に対する決意を示す一つの良い政治的な機会ではないかと思っているのです。そういう意味で、これは法律をつくっているわけではないのですが、取りまとめにつながっていくだろうという文章に2～3つ、私なりの感じを言わせていただきたい。

1つは、2ページ目の下、先ほど城山さんが言われた論点の中の書き込んでいるところですけども、整合性を取りつつというところは異存がないのですが、その後ろに「要請に応じた」とありますね。この意思是、人は恐らく、エネルギー計画をつくっているほうからの要請に応じてという意味で。このままだとどこがどこの要請に応じたというのが。私はもう少し原子力委員会あるいは後継組織の自主性を出す可能性を残すのだったら、「必要に応じて」とか。これは広がりますから、城山さんの整理の意図とは違うのかもしれませんが。ただ、このままだと誰の要請に応じているかというのが一つわからないというので、明確にしたほうがいいのではないかと。個人的には「必要に応じて」ぐらいのほうがいいかなと思っています。

3点だけですが、第2点は3ページ目の論点のところですが、先ほどの「等」が2つと言われたところです。私の個人の希望としては、平和利用等に係る政策の観点から、その後の核燃料サイクルの冒頭に「ウラン濃縮も含む」というようなことを入れておいていただいたほうが、法律文書ではないので、はっきりするのではないかと。平和利用ということとプルトニウムということだけに議論が傾きがちなので、ウラン濃縮にもう少し、これは一番ある意味では危険な技術なので、日本の自主管理を徹底するということを明らかにしたほうがいいのではないかとこの意見です。

3番目ですが、6ページ、これは直しているところとは関係ないので、前回私が申し上げるべきだったのかもしれませんが。核燃料物質、原子炉に関する規制に関するところの論点で、上から3行目に、保障措置、核物質防護についてとありますが、ここにうまく入るかどうかは別ですが、核不拡散という感じのことを入れられないかという感じがします。

ここの理解は、保障措置も核物質防護も、基本的に日本が請け負った自分に対する責任をやる。だけれども、もう一つ、その責任を延長して、日本の持っているものが外へ出ていくことを防ぐということも含めて、核不拡散という言葉が入ると、せっかく先ほどの前

のほうで意見に入れていただいたことが生きてくるのではないかと個人的には思います。文脈が違っているかもしれませんが、その３点です。

○森田座長 では、城山委員、いかがでしょうか。

○城山委員 １つ目の点については、私の整理の趣旨としては、一応核燃料サイクルの２ページの②のところは要請に応じたという形で若干限定していて、これは何を念頭に置いているかということ、処理処分の仕方とか、そういう技術的なオプションの評価だとか、ある種パブリックインボルブメントが必要になるようなことが言われたときにやりますということ限定している。

他方、３ページ目の平和利用の確保という点から言うことは、ここは限定していない。あえて何も書いていませんが、書いていないということは当然自分から言えるという整理で、主として懸念されているようなことはそちらで読めるのかなという整理で一応使い分けをしているということです。だから、それでいいのかどうかというあたりは多分御議論はあるかと思うのですが、一応そういう整理をしています。

２点目は、私の感じとしては、皆さんの御意見次第だと思うのですが、ウラン濃縮を含む核燃料サイクル政策等と広げても問題はないと思いますので、そこは今後課題としてあり得るということであれば、そういう認識を多分この場として出しておくことは意味があるかなと思います。

３点目は、検討しなければいけないと思うのですが、要は、多分、原子力委員会が不拡散という広い話を後で扱うようにするというのは先ほどの修正点で述べた点で、そのときに原子力規制委員会からどういうことの報告を受けなければいけないかということで、保障措置、核物質防護というのは法律上彼らがやる話なので、当然情報を求める。核不拡散といったときに原子力規制委員会の所掌事務との関係で、どこまで実質的な側面があるかというのはチェックをしてから書けるのであれば書くということかなと思います。

○森田座長 どうぞ。

○佐藤委員 今の最後の点、最初の２つの書き分けのことはよくわかっています。ただ、その場合、誰の要請なのか、要請するところが複数あるのでばかして要請に応じてと書いているのか。私個人としては、こここのところにも自主判断が残る余地を残してもいいかなと思っているのです。

最後の点ですが、規制委員会の所掌との関係でそうなったということはよくわかるのです。この間、私が指摘したことで、規制委員会の所掌そのもの、あるいは原子力規制法に書いてある平和利用、平和目的以外に利用されるおそれがないことについて原子力委員会に確認するとされているところが、今のところ原子力の設置と使用済核燃料の貯蔵と再処理事業。ここにウラン濃縮が抜けているわけです。

逆に言うと、反対解釈で言うと、ウラン濃縮は平和目的以外に利用されるおそれがないと理解されていると、いじわるに解釈するとできてしまうのですが、それはそうではないと思うのです。ですから、そういう意味では、ここに不拡散ということは、逆に言うと、

原子力規制法の言うなれば許可に関連して原子力委員会に意見を聞くという分野の中に、もう一つ追加していただくことが大事ではないか。前回、私はそのつもりで申し上げたつもりです。

ここは法律論ではないから、ただ単純にここに保障措置と核物質防護に足して核不拡散ということを入れていただいたかどうか。もっと大きな問題は、今度の委員会の在り方を考えることに派生する問題として、原子炉等規制法に基づいている規制委員会の原子力委員会の意見聴取の在り方の対象がもう一つ、ウラン濃縮も入れるべきだと思います。

○森田座長 城山さん、よろしいですか。

○城山委員 趣旨としては、どういう表現がいいかということ。

○森田座長 表現の問題、最終的には委員の方に整理いただきたいと思いますが、少し議論が分かれているところは整理したいと思いますが、要請に応じてというのと対立的な観点になりますけれども、必要に応じてだと自立的。そのこのところの違いというのは、整理しておいたほうがいいのかというのが私の認識なのです。

増田委員、何か。

○増田委員 今、にわかに考えはないのですが、そのところが明らかに多分広がるのだと思うのです。だから、バックエンドの技術オプションなどについては、いろいろ気になることは言っていると思うのですが、こちらは核燃サイクルですね。検討します。

○森田座長 今の点、少しお考えいただけますか。

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員 2ページのエネルギー基本計画との関係のところですが、結論からいくと、この修正でいいと思うのです。私のここ10年ぐらいの原子力委員会とエネルギー基本計画、たしかエネルギー基本計画が90年代ではなくて2000年代のmatterですが、その理解は、私は本人がいらっしゃるので言うわけではないのですが、近藤体制になってから原子力委員会の独立性が色濃くなったと思うのです。それは、2004年の政策大綱の見直しのときに、ここにいるメンバーと直接かかわってしまうのですが、原子力に批判的な人もメンバーの中に入れましたし、従来、燃料サイクル一辺倒だった政策に対して、ワンスルーの場合も経済性はどうかという計算もしたわけであります。

更に言ってしまうと、これは余計なことかもしれないけれども、あえて言っておきたいのですが、昨年、原子力委員会は非常にマスコミでバッシングされた局面がありますが、私は近藤さんのもとの原子力委員会のメンバーというのは、原子力の専門家は、いわゆる原子力村のど真ん中の人ではなくて、非常に原子力政策に対してバランスを持った人が起用されていたと思うのです。それがあたかも事務局に電力会社が多かったという話から、原子力委員会は原子力村とつるんでいる印象のほうを言われていますが、実態は近藤体制のもとというのはそうではなかったということが大きな特徴だと思うのです。だけれども、そこが逆に言うと問題です。

それでどうなったかという、2004年の政策大綱の見直しが、最終的に私は意見、これはおかしいと思うのですが、政策転換コストとかという変な考え方があって、基本的には燃料サイクルを追認する結論になるわけです。そこからエネルギー基本計画の政策を大きく転換していきまして、原子力立国宣言ですとか、最終的には原子力依存度が2030年53%の2010年のエネルギー基本計画につながっていく、いわゆるエネルギー・ルネッサンスの流れになっていったわけです。これは客観的に見ると、独立性が強いと言われた原子力委員会で結論が出たということが、ある意味でエネルギー基本政策の舵が大きく転換するときのことで、こととして使われたという表現は悪いのかもしれませんが、事実上のそういう機能を果たした、この局面が非常に問題だと思うのです。

という意味で、私は、原子力委員会とエネルギー基本計画、エネルギーの政策との間は、むしろ制度的に切っておいたほうがいいのかという印象を現実の展開から思っていて、そういう意味では、ここでその方向を希薄にするという方向の修正が行われたということは、吉岡委員の考えだったと思いますけれども、私は賛成いたします。これはすごく重要なポイントだと思います。

○森田座長　ありがとうございました。

確認させていただきますけれども、文章そのものはこれでよろしゅうございますね。

近藤委員長、何か御発言はよろしいですか。

○近藤委員長　結構だと思いますが、私的に言いますと、エネルギー基本計画というのは法定義務なのです。原子力政策大綱というのは全く委員会の裁量の問題なわけです。あってもなくても法律上、本当はいいわけです。ですから、それを対等なものにして入れかえる議論の仕方では私はよくわからないということはありません。

ですから、本来、エネルギー基本計画がそういう原子力のことも供給技術として認識しつつやるとしたら、それは原子力基本法を踏まえてとか、そういうことを言っておけば何もよそからコメントする必要もないのかもしれませんが。そのことを審議会等でどうやって担保するかはわかりませんが、しかし、法律で定まる行為についてですから、そういう法律上、原子力基本法との関係をクリアしておくということのほうがはるかにわかりやすい仕上げになると思います。これは全く感想です。

○森田座長　ありがとうございます。

この部分は文章ですのでいろいろ解釈を生むかと思いますが、少なくともこの表現においては合意をいただいたということでよろしいですね。

では、先ほどの部分、城山委員、増田委員、いかがですか。

○城山委員　多分、一つは要請に応じた検討というのは少し限定しているのではないかと、いうお話かと思うのですが、取捨選択をしていく、メリハリをつけるという基本方針なので、いたずらに広げることは避けたほうがいいと思いますが、ただ、ここはその前段のところ、整合性をとりつつと、まさに今、橘川先生の言っていたように切り離したので、ある意味では切り離した観点から、独自の観点で必要に応じて言うというので

もそんなに重くなることはないのかなというような印象は持っています。その辺が皆さんの認識とどういう形で大体合致するか、しないかあたりは確認したほうがいいかなと思います。

○森田座長 必要に応じてという形でも構わないということですね。

ほかにこの点はいかがでしょう。

では、山地委員、どうぞ。

○山地委員 言葉だけの問題のような気がして余り積極的に発言しないように思っていたのですが、必要に応じてとやったときにも、では誰がその必要性を判断するのかという問題は残るわけですね。この文章は確かに要請に応じたというのは、本当に誰が要請するのかが残る。その曖昧さはできるだけ排除したほうがよろしいのではないかと私は思います。

○森田座長 吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 一方で、核燃料サイクルの進め方と書いた場合には、前に進むというニュアンスが非常に強くなるので、だから、論点の一番最初の行でバックエンドを中心とした核燃料サイクル政策とあるのだから、「の進め方」ではなくて、これは「政策」に変えれば、より不自然さが減るのではないかと思いますし、「要請に」というのはかなり不自然な表現のように思うので、「必要」ということに変えてもいいのではないかとというのが私の意見です。

○森田座長 ありがとうございます。

ここは「必要に応じて」というほうが御意見が多いですが、古城委員もよろしゅうございますか。

○古城委員 私もこういう議論がなされたということが的確に伝わる文章におかないと、後でまた非常に曖昧な解釈を許してしまうと思うので、やはり要請に応じたという場合は、どこの要請に応じるのかということをはっきりしないと、恐らくここで議論したことがうまく伝わっていかないのだと思いますので、やはりもう少し具体的に、余り解釈の幅がないような文言にしたほうがいいと思います。

○森田座長 では、必要に応じてという形で修文ということで、事務局的には何か問題はありませんか。よろしいですか。そうした形でこのところは確定させていただきます。

どうぞ。

○城山委員 1つ、今、吉岡先生が言われた1点目は、確かに進め方というのは昔の文章が残っているところがあるので、おっしゃったようにこれは変えたほうがいいと思いますので、変えます。

「必要に応じて」という方向であるということであれば、必要に応じて判断するのは、基本的には原子力委員会ということだと思います。その担当大臣との関係とかはあるかもしれませんが、基本的には委員会。

ただし、委員会にいろんな人が要請するのは構わない。その上で、委員会がフィルターにかけて必要だと思えばやりますという、一応そういう意味では主体ははっきりするとい

うことかなと。

○森田座長 ある意味で言葉の問題ですけれども、ここの今の議論も記録に残りますので、それでは、「必要に応じて」という形で。

あとは、文書でいいますと、先ほどの橘川委員、寺島委員のところの一元的というのは、技術的な表現について、ここで何か妙案があればあれですけれども、そうでなければもう。

○城山委員 一元的だけをとってしまうという。

○橘川委員 私はそれでいいと思います。

○城山委員 多分戦略的という表現は、むしろ寺島さんの表現だと思うので、何かおっしゃられたら変えますが、一元的を除いて戦略的に対応していく必要があるということできりあえずいいのかなと思います。

○森田座長 わかりました。寺島委員に送ってまた変わるかもしれませんが、では、そういうことにさせていただきます。

一応、これは文書的には固まったと思いますので、これでよろしゅうございますね。

では、時間を取りましたけれども、次のアジェンダに入りたいと思います。

次は、原子力委員会又はその後継組織の、組織の在り方について、この議論をしたいと思います。

初めに、内閣府のほうから、原子力委員会発足時の経緯や議論について御説明いただきまして、その後、前回、私がお尋ねしたのですけれども、お願いしておりました委員会の活動や事務局についての具体的な説明、どういう状態になるかということについて御説明いただきまして、その後で意見交換をさせていただきたいと思います。

今回の議論につきましては、先走って申し上げますと、所掌事務についてのときと同じように、城山座長代理と増田委員に御負担をおかけしますが、おまとめいただきまして、次回はその整理をもとに更に議論を進めてまいりたいと思いますけれども、これはよろしいでしょうか。

城山委員、増田委員もよろしゅうございますね。よろしくお願いします。

それでは、そのように進めさせていただきたいと思いますので、早速ですけれども、内閣府のほうから、初めの部分の御説明をお願いいたします。

できるだけ簡潔をお願いいたします。よろしく。

○板倉参事官 それでは、まず資料3に基づきまして、歴史的経緯について御説明いたします。

Atoms for Peaceの演説がありましたのが1953年でございますが、その翌年、日本学術会議が公開、民主、自主の原則を要求する声明、いわゆる原子力3原則について可決いただきまして発表したものがございます。これは参考1としまして12ページに添付してございますが、その中ほど以下に「真に民主的な運営によつて、わが国の原子力研究が行われることを要求する」という1文がございます。こういったことを背景としまして、翌5月になりますが、内閣に関係閣僚及び有識者からなる原子力利用準備調査会というものが設置さ

れました。これは諮問機関でございまして、これによりまして、政府部内における検討が開始されております。

翌1955年に原子力平和利用国際会議、いわゆるジュネーブ会議に参加した原子力調査議員団が共同声明を発出してございまして、これは参考2としまして13ページに添付してございますが、下に4人の議員のお名前が載ってございます。中曽根康弘議員が団長ということでこのような声明を発表されておられまして、上から3行目「わが国も世界の進運に遅れないため、次の要綱により急速に、強力な政策を確立することに完全に意見の一致を見た」ということでございまして、特に(1)でございまして、超党派的に長期的年次計画を確立ということなどが示されてございます。

これを踏まえまして、1ページに戻りますけれども、翌10月に衆参両議院の超党派議員による原子力合同委員会が発足してございます。これは先ほどの4議員もコアメンバーになってございますが、全員で12人の議員による検討が開始されてございまして、この合同委員会が行政庁などと意見交換しながら、原子力基本法案の要綱や原子力委員会設置要綱などの検討を行いまして、その後、11月になりますけれども、この要綱を決定した上で、更にこれは各党に持ち帰って検討するプロセスがございました。その上で、法案そのものについて検討を実施しまして、最終的には原子力基本法のほうは議員立法として提出し、委員会設置法につきましては、政府から閣法として提出するという事になった次第でございまして。その他は12月9日以降の流れが記載してございます。

2ページ、企画・決定機能と民主的な体制の構築という部分につきまして、過去の経緯をまとめました。まず、法案ができる前までの段階でございまして、法案作成過程における意見は幾つかございますが、特に代表的なものをピックアップしてございます。このピックアップしてきた原典でございまして「原子力諸法案の生まれるまで」という文書がございまして、これは脚注にございますけれども、当時、原子力合同委員会の事務局を担当した国会図書館の職員の方が残したメモをもとにつくられた資料でございまして、これをもとに整理したものでございまして、例えば超党派性を持ち、独立性を持つ必要があるということなどが議論されております。

こうしたことを踏まえて、原子力委員会に求められた要件として、国会審議が始まって、すなわち法案が出てから国会審議における説明の中では、強力かつ総合的に推進する機関を急速に設ける必要がある。原子力利用に関する行政はできるだけ民主的な運営を図ることが必要。強力な合議制による委員会を設けることが必要。こういったことが指摘されてございまして、以上をまとめますと、下に①②③とございまして、強力かつ総合的に推進、民主的な運営、超党派性を持ち、独立性を持つといったポイントがまとまってきた次第でございまして。

3ページ、組織の在り方、更に掘り下げて議論されてございまして、同じく法案作成過程における議論でございまして、これは政府の意見、更には合同委員会の意見を取り混ぜてございましてけれども、政府のほうからは、学識経験者からなる審議会を設けるという

ような提案がされてございます。他方、議員団の合同委員会のほうは超党派性を持ち、独立性を持つ必要があるとか、あとは原子力審議会として超党派性を持つ程度では時の政府に左右されて危険だから委員会組織であるべきことというような意見も出されまして、その後、3 ページの後段にございますが、特に政府側の見解、これは必ずしも原子力合同委員会とは一致しない、すなわち行政委員会方式の原子力委員会については、政府としては過去に苦い経験を持っているので、必ずしも容易に賛成する態度をとれないというような記載がございます。

これは、14 ページに参考 3 に記載してございますが、「行政機構改革に関する件」、これは昭和 27 年に閣議決定されたものでございますが、2 行目でございます。「戦争中及び戦後を通じて複雑厖大化した現行機構を整理合理化し」云々。更には 2 の（1）でございますが、「各行政機関の権限を明確にし、指揮命令の系統を簡明にすることにより、責任体制を判然ならしめる」。更には 3 の（1）ですが、「各種行政委員会は審判的機能を主とするものを除き、これを廃止し、その事務局は各省に分属せしめる」。

このような閣議決定がありまして、こういったことを踏まえて政府側からは、行政委員会方式については、苦い経験を持つので賛成できない、そのような態度があった。

他方、合同委員会側は、その下になりますけれども、強力な権限を持った委員長を置く委員会の在り方には賛成しない。委員長は座長の形、委員会を代表して権限を行使するものにはしないとの考え方をとっていたが、政府としては、委員長は政府任命の国务大臣が当たり、権限を持つものにしたいとの考えをあらわしている。このような意見もございました。

最終的には、そういった議論が分かれた中で、各党に持ち帰る中で、自民党科学技術特別委員会は、行政機構改革の一環として、行政委員会の整理を掲げているときに行政委員会を増設するのは逆行である。また、行政委員会は強力な原子力行政の確立に最適な方法ではないといった議論が出されまして、こういった議論を踏まえて、最終的に閣法として提出する政府案が取りまとったということでございまして、具体的なポイントは 4 ページの上のほうに 5 つのポツで整理してございますが、審議会組織にする。更には所掌は、原子力利用に関する事故について、企画、審議、決定できる、このような案が提出されてございます。

こうした法案に対して国会に出ていった後、審議における説明としましても幾つか解説がございまして、「①原子力行政の強力かつ総合的な推進」としましては、審議会のように諮問に応じて初めて企画、審議、決定するものではございませんで、積極的に自ら進んでこういったことができる。その決定は総理大臣が尊重して実際の行政をやることになっていて、極めて強力な機関であるという説明がされております。

同様に、民主的な運営につきましては、民主的な運営を図ることが必要。強力な合議制による委員会を設けることということでございます。

民主的な運営につきましては、ほかにも記載がございまして、5 ページ、行政機関を民

主化するという精神が組織上どういう点に一番あらわれるかと申しますと、合議制の機関になっているということが1つ目、これが独任制の機関に比して民主的な構成になっている。

2つ目ですが、その委員が国民の代表機関である国会の承認を経て任命される。これが構成上、民主的な在り方を保障するという事で、民主的という観点からは合議制、あとは国会同意、この2つの柱が説明されているところでございます。

超党派性、独立性につきましては、①で述べたところと同じことが繰り返されてございます。自ら企画、審議、決定するという事、更には総理大臣のもと、行政機関で執行される、このような強力さが強調されているところでございます。

更には、今のが委員会の在り方でございますが、更に組織の在り方につきましても、委員会組織の位置づけ、委員長的位置づけ、事務局の位置づけといった点で論点がございまして、それぞれ説明がございまして。

(i) でございますが、委員会組織の位置づけとしましては、先ほどの繰り返しになりますが、自ら企画、審議、決定するという事、これがポイントでございまして。

更には、6ページ、委員長的位置づけ。これは政府の行政部面における重要な意思決定機関であり、内閣の責任、内閣の政策との和を図るという意味において国務大臣を委員長としたというようなことが記載されている。事務局につきましては、実行の手足となるような事務局は置かれない。庶務は総理府原子力局において処理する。行政の実施はあくまでも原子力局が行う。このようなことが説明されてございます。

このような形で法案が提出されまして、最終的にはこれが成立したということになってございます。

その後、1978年には原子力安全委員会が設置されまして、その際には、既に御説明しましたとおり、安全規制に関するものを分離ということでございます。

更には、2001年の省庁再編の際の整理としましては、原子力委員会は内閣府に設置されまして、7ページ、政府の執行機関が原子力委員会の事務局を担う体制ではないということになってございます。

また、設置法からは、委員長を国務大臣をもって充てるという規定、更には尊重規定が削除されたということで、これは既に御説明したとおりでございまして。

続きまして、8ページ、委員の位置づけにつきましてでございます。委員の選任の考え方について、これも法案策定過程について若干議論がございました。民主的な運営の確保の観点からは、広く各界から委員を選ぶということで検討が進められておりまして、検討過程では、そこに具体的に書いてあるような分野、人数の割当てといった議論もございました。更に、途中課程で一旦7人にするという案も出ましたが、最終的には5人にするということで法案が国会に提出されてございます。ちなみに7人から5人に減らした際の議論につきましては、議論の形跡が現時点で残されておりません。

あと国会審議における説明でございまして、この段階では分野の割当てというのは法案

の中には記載されておりませんで、原子力の研究は各方面の協力が必要である。各方面の力を合わせてやっていきたい。したがって、あらゆる階級、権威者に加わっていただきたい。

また、各界からということで、どの界とは決めませんが、できるだけ全国民が承認するような立派な人を選びたいということが大臣から説明されているところでございます。

1978年の安全委員会設置の際の整理としましては、安全委員会を分離したことに伴って、当時、実は4名から7名に委員が増員になっておりまして、委員長含めて7名だったのですが、分離したことに伴いまして、元の4名に見直されるという経緯がございました。

省庁再編の際に2001年には、委員長が大臣から有識者になったということで、各分野の5人の有識者が委員として任命されたということでございます。

ちなみに9ページですが、過去の委員長、委員の方々の専門分野等を記載してございます。大体10年おきぐらいにピックアップしたものでございますが、特に原子力安全委員会が設置する直前の1977年は、医学を専門とされる委員もいらっしゃいました。79年、安全委員会が分離された後は元の5人態勢になっております。いろんな分野の方が委員になられているということが見てとれるかと思えます。

その次の、委員の常勤・非常勤につきましては、法案の制定時、法律の制定時における整理でございますが、策定過程においても、国会での審議におきましても、委員を常勤とすることについて議論が行われた形跡はございません。また、非常勤については、国会審議において適任者を委員とするに当たり、選択する範囲を広くする観点から、委員のうち2人まで非常勤とすることができるものとの規定が設けられたとされておりまして、具体的には9ページの下3行でございます。委員を選択する範囲を広くすると、どうしても常勤でお招きできないけれども、非常勤ならばこの際非常に適任者で、これお招きできるという場合もあるというような説明がされています。

10ページ、安全委員会設置時、更には省庁再編時にこの点についての議論はございません。

大臣と委員長の関係でございますが、これにつきましては既に述べたとおりでございます。内閣の責任、政策との和を図るため、当初は大臣を委員長とする。その後の変遷を経てございます。

省庁再編の際の整理につきましては、これも既に御説明しましたが、審議会の整理・合理化の過程で委員長を有識者にするというところでございまして、実際、省庁再編後はその大臣と委員長の関係につきましては、委員の就任に際し、大臣と原子力委員との意見交換を実施するほか、政策大綱については策定を大臣への報告会を実施、閣議で御説明を大臣からいただく。また、原子力白書につきましても、同様に大臣に報告し、閣議で配付をしているという関係がございます。

今度は、勧告、報告につきましてでございます。これにつきましては、設置時においては、特に資料に言及はございません。安全委員会設置時も、更には省庁再編時についても

勧告、報告については議論がございませんでした。

実際、他の審議会、組織における勧告の事例としましては、原子力安全委員会が2002年に行いました勧告を参考として添付してございます。課題としましては、これまで法令に基づく勧告、報告等を行われていないわけですが、原子力委員会の事務は、各省の協力のもと進めてきておりまして、これまで見解の発出、提言を行ってきているが、勧告の発出には至っていないということでございます。

具体的に17ページが今の勧告の添付でございます。

更には19ページ、参考5でございますが、勧告に関する国会質疑がございましたので御紹介いたしますが、この平成19年の際に原子力委員会が一度も勧告を出していないことにつきましても質疑がございまして、当時、原子力委員長代理でいらっしゃった田中参考人のほうから下のアンダーラインで引いたような答弁がされております。

政策大綱の後、重要な政策分野につきましては、間を置かず政策評価を行った。こういった評価を行いながら勧告という形ではなく、制度の妥当性について随時行政関係機関あるいは事業者に意見を表明させていただきたいと考える。このような答弁がされているということでございます。

11ページに戻りまして、今後としましては、例えばプルトニウム利用計画など重要なものについては、報告の位置づけなどを明確にするために法令に基づき勧告、情報提供の協力を求めることも考えられるということでございます。

続きまして、原子力規制委員会への通知でございますが、これは規制委員会設置後できました規程でございますが、定例会、臨時会で審議した際に、前広にそういった審議をしたということを報告してございます。

資料3につきましては以上でございます。

続きまして、資料4「原子力委員会及び事務局の役割・体制について」ということで御説明申し上げます。

まず、原子力委員会の業務、役割分担と体制であります。

○森田座長 済みません、これは今のことを審議した後でまた御報告いただくということになっておりますので。

どうも御丁寧な報告、ありがとうございました。これにつきまして、近藤委員長から何か補足はございますか。よろしいですか。

○近藤委員長 ありません。

○森田座長 わかりました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思います。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 ありがとうございます。おおむね私の調べたことと同じで、特に国会図書館のメモは2,000ページぐらいあって、それを要約されたというのは非常に労力の要ったこと

と思います。

若干お聞きしたいことがあるのですけれども、3 ページで自民党というのが真ん中に「原子力合同委員会及び与党（自民党）」というのがあるのですけれども、これでよろしいのか。明瞭にしていいただければわかると思うのですけれども、いわゆる保守合同が11月だったと思いますけれども、だから、上のほうは右派社会党となっていて、松前重義。右派と左派が合同して日本社会党ができたのが10月で、自民党は1 か月遅れるのですね。この辺の事実関係はどうか。歴史屋として気になりました。

大体非常勤の話は予想どおりだったので、当時は東京と京都は夜行列車しかなかったらしくて、湯川委員はほとんど来られなかったらしいのですけれども、彼をとるためにという意味なのだろうなとわかりました。しかし、非常勤とすることができるということで、固定化してしまったことについての考え方はどうだったのかなということが知りたくて、例えば原子力安全委員会は当初から全員が常勤ですね。かつ、これはまた別の論点ですが、常勤と非常勤の給与の格差が5 倍以上あるとか、そういう問題も指摘されて、それで休職した委員もおられると聞いております。そういう形でしか運用できなかったというのは、もし今度新しい組織をつくる場合に、その辺の反省材料というののももしかしたらあるかもしれないなと思っております。とりあえず以上です。

○森田座長 では、お答えいただけますか。

○板倉参事官 最初の御質問でございますが、まず、原子力合同委員会の構成する党でございますが、13 ページの先ほどの原子力調査国会議員団の議員4 名の方の党が当時の党でございますが、民主党、自由党、左派社会党、右派社会党でございます。

先ほど議論で触れました自由民主党が議論したというのは、23 ページの下の半分のところにもその記載がございますが12月8日の時点の議論を掲載してございます。ということで、吉岡先生がおっしゃったように、11月に合同いたしまして、12月のこの場で自民党として議論したということが歴史的経緯でございます。

2 つ目の常勤・非常勤の話でございますが、これは後ほども御説明しようと思いましたが、出席率という観点から差があるのかということ調べてみたのですが、この10 年間においては、平均値でございますが、常勤と非常勤の出席率は余り差がございません。これは定例会、臨時会でございますが、おおむね常勤が9 割以上出席率、非常勤につきましても8 割強でございますということで、非常勤の方の出席率が悪いという年も若干ございますけれども、おおむねよかったということでございます。

○森田座長 吉岡委員、よろしいですか。

○吉岡委員 とりあえず。

○森田座長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

山地委員、どうぞ。

○山地委員 やや興味本位の質問ですが、3 ページの中段から少し下「超党派の原子力委員会を設置することについては」というところの3 行目の行政委員会方式について、過去

に苦い経験という表現ですが、私はこれを読んだときは、公益事業委員会が頭の念頭にあるのかと思ったのですが、違っていませんか。先ほどはもっと一般的な説明をされたように思うのです。松永安左エ門が委員長だったわけですが、民主的ということに関しては当時随分批判があったように思うのですが、それはいかがですか。

○板倉参事官 済みません、今の当該公益事業委員会が俎上にあったかどうか、今、手元に情報がございません。

○森田座長 ほかにいかがでしょうか。

本日は小幡委員が欠席で行政組織の専門の方はいらっしゃらないのですが、いかがでしょうか。

では、私から感想だけ述べさせていただきます。これは組織のときのいわゆる独任制を初めとする決定権限を持った3条機関と審議会としての8条機関と、いろいろな理由をつけて、あわせてつくったような性質を持っているかなと思いまして、特定の党派から選出されている大臣がいながら、超党派的であって独立しているというのはどう考えても矛盾しているのではないかな。にもかかわらず、こうした形で多くの党派の合意を得てつくったという意味で、まだこの時期で言いますと、行政組織の在り方も国家行政組織法はできていたと思いますけれども、それを具体的に適用をどうするかということについてかなり議論があったというのと、特に占領期にアメリカの示唆を得てつくられた委員会、審議会等が機能しない。先ほどの公益事業もそうだと思いますけれども、あと運輸審議会などもあったと思いますけれども、そのために独任制の委員会に大きく変えられたという時期もありまして、詳しくほかの背景も調べてみないとわかりませんけれども、そうした雰囲気の中で3条、8条を合わせたような機能をつくったのだと思います。

したがって、審議機関と言いながら、いわゆる主任の大臣がそのまま委員長を務めているわけですから、前回申し上げましたけれども、私の委員方をしますと御前会議方式にならざるを得ないわけですし、それは日本の現在の組織法の中にはきれいに位置づけられるところはないかなと思います。

このことは、これから考える上でどうするかというときに、3条機関、8条機関という2類系の中で、法律がありますのでそうせざるを得ないと思いますけれども、どのようにするかというのと、それをベースにしながらも、現在もそうですが、情報公開委員会とか、まさに原子力規制委員会もそうですし、あともう一つは、今度できる個人情報の第三者委員会もそうかと思います。そうした独立性の高い委員会のようなものをどういうように位置づけていくのか。少しその辺は弾力的に考えていく必要があるのかな。弾力的に考えるというのは、逆に言いますと、こちらのほうでクリエイティブなあれをつくっていかねば難しいのですけれども、そういうあれが経緯からも見とれるのかなという気がしております。

ただ、原子力委員会の歴史を考えたときに、私自身は2001年の行政改革というのが、いわゆるそこをまた無理に3条機関、8条機関に整理して、勸告権を持ったり、大臣がトッ

プになるような委員会というものは審議会のほうに整理してしまったということもあるかと思いますが、例えば強力な勧告権と勧告の尊重義務というようなものを持ったというの、またなるべくなくしてしまった。これは私も参加しましたがけれども、地方分権推進委員会というのが勧告の尊重義務を課しておりまして、なかなかいろいろと難しい問題が起こった。

そうした文脈で考えますと、これからの委員会の形を考えると、8条委員会的な形できちっと位置づけることができるのか。3条委員会というのは大変大きな制度変化になると思いますし、それ以外に、その中間的なところでどのようなバリエーションを持たせるのか。そうしたことについて、少し整理する必要があるかなという気がいたしました。

この辺については、現実には大臣にどういう権限を与えるかということも含めてですが、山本大臣がいらっしゃいますが、大臣経験のある増田委員、どうぞ。

○増田委員 10ページの2001年、今、森田座長のまさにお話にあったときに、大臣がいなくなって、そういう整理をされて、ここでは2001年の省庁再編の際の整理のところで、「省庁再編後は」と書いてあって例の原子力政策大綱については、策定後、大臣への報告会を実施し、閣議で御説明いただいている。ですから、これが現行続いているのですが、尊重するという一文を閣議決定して、それで守らせているわけですね。ですから、それがないと結局守られないからそういうようにしている。

先ほどおっしゃったように、勧告などは逆に法律で尊重義務が書いてあるから、結果として各省が守れる範囲の勧告しか逆にできないような運用になっていってしまうので、ですから、だんだんとげのある勧告ができにくくなって、丸く丸くなっていってしまう。ここは私も頭の整理がなかなかつかないのですが、総務大臣のときは結構各省に勧告していました。あれは長い歴史があって、結構、あと各省と事前に整合性をとらなければいけないけれども、勧告をやるということが、それ自体が一つの仕事になってしまっているのです。

原子力委員会の後継組織なり、今の原子力委員会でもいいのですが、それをやったときの他の省庁に対しての守らせ方のところが、ほかの実際のいろいろあるものがどうなっているのか、そのあたりのものを整理してもらいたいという感じがします。具体的に、今、森田座長がおっしゃったように、地方分権推進委員会は後のほうで、最近できたものは法律の尊重義務規定を条文で外してしまってやったのです。ですから、どういうやり方、多分相当各審議会なり、こういった3条機関などで独立性の高いものは苦勞していると思うのです。そのあたりはどのようなやり方が実際に今行われているのか、そのあたりをもう少し知りたいなという感じがしました。

○森田 城山委員と増田委員にまとめをいただいたので、よろしくお願いします。

もう一点申し上げておきますと、いわゆる大臣が委員長だったときは、おのずから大臣が閣議の中で委員会の立場を表明しますが、2001年の改革の後は、いわゆる主任の大臣というのは直接置かれず、内閣府に置かれたということもありまして、内閣総理大臣

が閣議における主務大臣という位置づけになっているわけでございまして、このことは逆に言えば内閣総理大臣からすごく具体的な諮問が出る可能性というのはほとんどないのではないか。かわりの担当大臣はいらっしゃいますが、その辺の構成というのも2001年のときの行政改革の論理でだっと書いてしまったのですけれども、それまでのこの組織の特色というのがかなりそこで消えてしまった、失われたということなのかなという気がして済みません。

どうぞ。

○増田委員 今のは、2001年までは国务大臣だったのですけれども、確かに総理大臣が任命権を持っていますし、閣議自身は一体の原則でやるけれども、ただ、それまでも原子力委員会の主任の大臣としての大臣がかなり高いものをまとめていたので、必ずしも政府全体としてまとめる必要はないわけですね。だから、事実行為として大臣だとそんなに総理の意向を外れるということはしないだろうという認識のもとにそこはなされていたわけですね。だから、2001年の前の段階でも法的な担保の仕方は議論があったのでしょうかけれども、先ほどのを見ると、一番最初に国务大臣がやると内閣全体の意思が一致するからという事実上の力関係でそちらのほうがいいのだと。

日本の政策決定全般がそうですけれども、ここはどういう形なのか。とにかく材料はいっぱい事務局から欲しいと思います。

○森田座長 大変ですけれども、よろしくお願いいたします。

では、ほかに組織について御発言。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 多分もう少し調べたほうがいいのかなというのは、後で事務局体制の在り方についてというところがありますけれども、過去の事務局がどのように機能してきたのか、機能してこなかったのかです。特にこれは形式的にどこに置くかというだけではなくて、各省が人をどういう形で出しているかとかにもよってくるので、そのあたりも少し歴史的な、まさに何が動くのかというところも少し総括していただいて、その後でその上で今後の制度提案をするという、そこも手順を踏んだほうがいいかなと思います。

○森田座長 わかりました。今の御発言で事務体制の話も出ましたけれども、特に御意見がなければ、次のところ。

失礼しました。古城委員、どうぞ。

○古城委員 私は疎いものですから、そのロジックをお聞きしたいのです。11ページのところで勧告が発出されていないというのは、原子力委員会の事務が各省の協力のもとに進めているので勧告は出しにくいということなののでしょうか。それとも、そういうような因果関係。つまり、協力のもとで寄せ集めでやっているの、勧告するというと各省庁で何かやれということになるので、そういう省庁から来ている場合は非常に出しにくいということなのか、それともほかの理由なのか、教えていただきたいと思います。

○森田座長 これはどなたかというところであれですが。

○板倉参事官 表現が舌足らずで申しわけございません。そういう趣旨でございまして、基本的には各省の協力のもと、原子力政策を実施している中で、結果として、もちろん見解の発出、提言を行っていくという中で政策の調整が行われているという中で勧告の発出を必要とする自体には至らなかったということだと考えてございます。

先ほどの繰り返しになりますけれども、国会答弁でも、それに類する趣旨、要は政策評価という形で考え方をまとめて、それを各省に対して原子力委員会から提示をするということで機能を果たしてきているという認識だったということでございます。

済みません、別に事務局が共同なので遠慮したとか、そういうことは全くございません。大変失礼しました。

○森田座長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○山本大臣 このケースにそのまま当てはまるかどうかかわからないのですが、基本的に私は内閣府特命担当大臣で、一応勧告権はあるのですが、勧告を出したことはありません。歴代の大臣を見ても、勧告が出たことはありません。だから、法律的には勧告は出せるのですが、特に各省にまたがっている政策を調整していて、勧告権はあるのですが、今までほとんど勧告が出た例というのはないので、よく総務大臣などはもちろん勧告を出すのですが、増田委員御存じのとおり、新藤総務大臣もそうですが、総務省はかなり成り立ちからいっても勧告を出すのですが、内閣府の特命担当大臣として勧告権はあるのですが、ほかの大臣に対して恐らく出したら怒るだろうなと思うのですが、1回出したいと思いますが、出したいことはいっぱいあるのですが、実質的にはなかなか勧告を出すということは法律にはあっても、そういうことはなかなかできない状況が続いているという感じがします。

勧告は出せないからといって調整が全くうまくいっていないとかそういうことではないのですが、多分、ここにそのまま当てはまるかどうかかわからないのですが、基本的に省庁がまたがっていることについて特命担当の大臣がほかの省庁の大臣に対して勧告を出すというのはなかなか難しいということです。

○森田座長 補足させていただきますと、審議会の形式で勧告を出したというのは、地方分権推進委員会が4次にわたって勧告を出しているのです。あれは設置法でもって内閣総理大臣に勧告をし、しかも尊重義務が課されていたのです。その場合に、勧告というのは受ける側にとりましては自分たちのやり方に対してある意味で変えろという趣旨で非常に強い意味を持つものですから、実際問題としてそれをやる場合には、政治的にもいろいろとコンフリクトが起こる可能性が出てくる。その意味で言いますと、事前に調整をして、相手方が受け入れるような形で勧告を出さざるを得なかった。それは先ほど増田委員がおっしゃいましたけれども、思い切った提言を非常にしにくかったのです。ただ、実際に結果がワークするようにするためにはそういう選択肢である。

それが続きますと、基本的に勧告が伝家の宝刀になってしまいまして、事前に調整する

段階で大体言いたいことが伝わってしまうし、どういう形で落ちつくかというところは見えてくるとだんだん勧告は使わなくなってくる。それが先ほどの書かれたところですが、一般的にはそういう傾向が見られると思います。

したがって、勧告権というのはあちこちにあるのですけれども、実際には使いにくい。出すときには相当な覚悟が要るということです。

済みません、私も余計なことを申し上げましたが、次に、前回、内閣府に対して私からお願いしたのですが、委員会の活動、事務局について論点整理をして、可能な限り具体的に必要性も含めてお話しくださいとお願いしておりましたと思いますので、その説明対をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○板倉参事官 お手元の資料4に基づきまして御説明いたします。

まず、原子力委員会の業務、役割分担の体制についてでございます。原子力委員会が日ごろ行っていることは一体どういうことかということでございますが、まず、(1)としまして、定例会、臨時会における調査・審議、決定でございます。

これは定例会を週1回、曜日が変わってから臨時会と呼んでおりますが、基本的には年間約50回の定例会ないしは臨時会を実施しております、特にその中でも原子力政策の各課題について幅広く各省庁の政策の実施状況、専門部会等における調査審議結果等について説明・報告を聴取するということを行っております。

これはほぼ毎回行っておりまして、結果として年50回程度はこういった聴取が案件として挙がってくるということでございます。

続きまして、更には政策大綱、毎年度の原子力研究開発及び利用に関する予算要求の基本方針の決定など、原子力利用に関する政策に係る事項等についても調査審議、決定を行うということでございます。

炉規法に基づきまして設置変更等許可に対しての諮問答申も行うといったことを実施してございまして、この具体的な内容は参考1、5ページに添付してございますが、数が多いので代表的なものだけ取り上げてございますけれども、これは法律の条項、第2条の各号ごとにまとめてみました。原子力利用に関する政策に関することとして、具体的には基本政策方針の策定に関する議題とか、核燃料サイクルに関する議題云々、国際協力とか信頼醸成、幾つかそういう分類をしまして件数を書いておりますが、そのような形で審議を行っております。

6ページは、今度は別の条項に基づくものでございまして、炉規法の規制に関することは27件、更には経費の見積り、配分計画に関することにつきましては14件、このような形で審議、若しくは実施状況の聴取を行っているということでございます。

1ページに戻りまして「(2) 専門部会における審議のフォロー」でございます。

幾つか専門部会を設置してございます。この調査審議につきましても原子力委員会として実施してございまして、これは2005年の政策大綱策定後、震災までの間を平均しまして年間約30回、専門部会を開催しているということでございます。これについては、原子力

委員自身は部会員には分属されていない場合が多数でございますが、そうでなくても可能な限りオブザーバーとして出席して、専門部会の議論をフォローするということを実施してございます。そのほか、各種の国内会議や国際会議への参加、更には意見交換、情報収集などを実施しているということでございます。

2 ページ、委員の役割につきまして、まず原子力委員会の議事の進め方は、参考資料 1 として配布されております設置法をごらんいただければと思いますが、出席者の過半数で議事を決し、可否同数のときは委員長が決するところによるということがされておりまして、議決については、委員長更には委員の役割分担、常勤委員、非常勤委員の役割分担はないということでございます。これは合議制で合議体として設置されているという観点から、あえて役割分担をこの合議の中では設けていないということでございます。

専門部会につきましても、先ほど説明しましたとおり、可能な限り全委員が出席するというので、特に役割分担は行われていないという運用がされてございます。明文の規定も全くございません。

他方、原子力に対する国民の信頼、理解を得るための意見聴取とか講演会、国際会議等につきましては、全員が出ていくというのはなかなか難しゅうございますので、内容に就きまして専門性を有した委員が他の業務との関係から可能な範囲での参加を行っているというものでございます。

なお、近年は、IAEA総会やIFNECといった国際会議、これは日程がもう決まったものでございまして、こういったものにつきましては常勤であります委員長が出席するということが慣例になってございます。1 週間ほど海外に滞在されまして、二国間対話などを通じて我が国の原子力政策の全体像の説明や意見交換を行うということが慣例となっているところでございます。

資料には記載してございませんが、前回、増田委員のほうから御質問がございました、委員の任命に当たっての選定プロセスについての御質問がございました。外部組織の推薦を求めるようなことはあるのかということでございますが、外部組織の推薦を求めることを慣例とするようなことはしていないということでございます。

これは以前も御説明しましたとおり、原子力委員会の担当大臣の指示を受けまして、事務局が調査などを行った上で、最終的には政府として国会に候補者を提示して両議院の同意を得て総理大臣が任命するという手続を経ているものでございます。

「事務局の業務・役割分担の体制」でございますが、事務局の役割につきましては、業務の種類ごとに分類してみました。情報収集に係る業務としましては記載どおりでございますが、まず、定例会に係る情報収集・資料作成。これはその 3 つ下のポツにもありますように、外部有識者や各省からのヒアリングも実施しますが、事務局自らが情報収集して議題の背景説明などを行うようなこともございますので、そういったことはいたします。

更には、委員が講演、更には外部説明の際の情報収集・資料作成、海外情報の調査、あとはヒアリングの実施の調整です。そういったことを事務局が行います。また、恒常的な

情報収集といったことも行っております。

あとは決定文書作成に当たってのドラフト作成調整に係る業務ということでございまして、これは詳細な手順を参考に7ページでございしますが添付してございます。昨年、勉強会の問題で事務局の体制の透明性が問題になりましたので、決定文書のドラフト作成に当たっての手順も明確化して外部に公表してございます。こういう形で委員の皆さんの合議で集まって議論する際はいいのですが、個別の意見を言われたような場合には、事務局が仲立ちをして調整するということをいたしますが、その方も全部追っかけられるようにきちっと残すといった手順で事務局が作業いたします。

あとは会議運営に係る業務としまして、定例会、臨時会が年50回、専門部会が年30回。現在、専門部会のほうは停止してございますが、こういった事務がございました。国際協力に係る業務としまして、国際会議開催そのもの、これはFNCAの各会合を年3回行っております。非常に大きな業務量がございします。あとは実際の会議に出席する業務、国際機関等の情報交換なども行っております。

その他としまして、白書の慣行の事務、これは非常に大きな業務でございしますが、実施した。あとは見積りに関しては、各省の予算ヒアリングを含めてかなり労力を割いて実施しております。あとはホームページの運営等、委員の支援といった業務がございします。

省庁再編の前後の事務局体制の変化ということでございします。これは既に御説明したとおりでございしますが、原子力黎明期から、更には原子力の発展に伴いまして、エネルギー政策や国際的な取組への関与がいろいろ高まってきた結果、原子力行政に係る関係省庁が増加したという背景がございします。

具体的には、9ページが2001年前後の事務局体制の変化でございまして、既にお出しした資料でございします。再編以前は科学技術庁の原子力局、その中の政策課というところが事務を行う、庶務を行うということに政令で規定されておりますが、実際はその中の原子力調査室というところが中心になって実施してございます。

この中で注意すべき点でございしますが、当時は科学技術庁が核燃料サイクル、バックエンドも含めて推進業務を実施しておりまして、下に核燃料課、更には廃棄物政策課という課がございします。ここが実際の核燃料サイクル業務を推進側も含めて実施しておりましたが、省庁再編後はそれが経済産業省に移管されたということになってございます。事務局も内閣府のほうに切り出されて、右側の図に書いたとおり縮小されてございます。

具体的な人数の変化は10ページに記載しました。これは以前出した資料そのままでございます。省庁再編前は14名、それが経済産業省からの出向者もありまして、省庁再編後は24名、これは調査員も含めての数字でございしますが、ふえましたが、その後、勉強会問題を経て電力会社から来ていただいた調査員で現在16名でございします。

11ページには、再編前後の関係を簡単に整理したものでございします。

先ほどの繰り返しになりますが、省庁再編前は科学技術庁の原子力関係の活動の推進のかなりの部分を担っていた原子力局が事務局をバックアップする体制になっていた

ということでございます。しかしながら、再編後は、そういう実施部隊が全て他省庁に移った。逆に言えば、内閣府のほうに事務局が切り出されたということから、事業実施官庁から完全に独立しまして、専門的な情報収集に係る業務が増加したということでございます。

12ページは、その再編後の実際の業務、これは専門部会の活動も含めて事務局の人数を対比したものでございます。ちなみに事務局につきましては、これは統括官以下の体制をとってございまして、これは原子力政策担当室という内閣府の訓令組織が設置されてございます。訓令組織につきましては、14ページに参考8として記載してございますが、原子力委員会の事務以外の原子力に関する様々

な調整業務を行いまして、それらを含めて原子力政策担当室が担うという体制を経て、これは平成18年に設置いたしました。室長は統括官ということで設置されてございます。

3ページに戻りますが、省庁再編前後でそのような変化がございまして、繰り返しのなりますけれども、再編以降は事業実施官庁から独立したということから専門的な情報収集に係る業務が増加しているということになってございます。そういった背景を踏まえまして、課題への対応案ということで提示させていただいております。

仮に見直し後に原子力委員会又は後継組織が残る場合としまして、それらの業務に対応し、透明性の確保に留意しながら関係省庁との連携、更には外部機関の活用などによって情報収集・分析による事務局機能の強化を図る必要があると考えております。

問題点は大きく2つ、情報収集を強化すること、更には事務局員自体の専門性を確保すること、この2つに大きく分けられることが考えてございますが、情報収集の強化、これにつきましては、関係省庁のほか、外部の機関との連携が重要であると考えてございます。具体的には関係省庁の管理職クラスを内閣府併任とするという案でございます。実際、今も補佐級を中心としまして併任でかかわっている方が何人かいらっしゃいますが、例えば課長クラスということで併任をかけることによって、組織として支えていただくような体制ができないか。これによりまして、単なる情報提供を超えて日常的な課題の共有まで行きつけば強化されるのではないかと。

更には、原子力委員会の委員自体と関係省庁の連携も強化したいということで、例えば連絡会議をして情報共有をするということでございます。既に共同事務局という体制が構築されておりまして、これは参考7、13ページでございます。原子力委員会設置法施行令でございますが、その第4条に原子力委員会の庶務についての規定がございまして、関係行政機関の所掌に属する事項に係る庶務の処理については、当該関係行政機関の担当部局等と共同して行うという規定がございまして、これは省庁再編前も科学技術庁以外の省庁と共同するという規定がございました。それは踏襲してございますが、こういった規定がせっかくあるので、これをなるべく生かしながら、併任をかける、かけないは別として、関係行政機関との連携をより強化したい。そのほか学会やシンクタンクを活用するということもあろうかと思っております。

あとは専門性の確保としましては、4 ページ、調査員等非常勤職員のさらなる活用。現在、政策調査員ということで非常勤職員は勤務してございますが、更にそういった体制を強化するというか、既存の制度も活用しながら、うまく機能するようにしていきたい。

あとは関係研究機関との連携。専門性を持った方を活用するという事で、例えば核不拡散やバックエンド、そういった技術的なことについては、関係研究機関の助力も得るということもあろうかと思ってございます。また、大学等の専門家との連携もする。このような形の進め方があろうかということで提案でございます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

近藤委員長から何か補足はございますか。よろしいですか。

○近藤委員長 はい。

○森田座長 それでは、ただいまの御説明に関しまして、何か御質問、御意見等がございましたら、どうぞ。

城山委員、お願いします。

○城山委員 資料でいうと3 ページ目のところが結構大事なのかなと思うのですが、若干余り物は明確に言いにくい部分もあるのかもしれませんが、1 つは、(2) の省庁再編以降の事務局体制というのは、要するに事業実施官庁が独立したために専門的情報収集に係る業務がふえたというのは、途中でも若干いろんな言い方をされたと思うのですが、従来は科技庁の原子力局の中の一応原子力調査室というところが担当だけでも、当時、原子力局の中には核燃料課とか廃棄物政策課も抱えていて、ある意味では全体としては支えるような体制になっていたのだけれども、結局現業の部分は経済産業省に行ってしまうという中で、原子力調査室的なところだけ切り出された体制の中だとなかなか難しかったと。その一つの形態が多分専門的情報収集、現場に全部あるので、そこにアクセスするのが大変だったという、そういうような認識でいいのかというのが1 つです。

2 つ目は、そのこととも絡むのですが、3 ページ目の3 ポツの(1) のところの表現が多少ぶれていてそこが面白いと思うのです。要はこれは情報収集の問題だという形で先ほどの(2) のところは言われているのですが、多分情報収集と同時に、後でむしろ言われている課題の共有、各省にばらけたとしても、そこでしかるべき形でコミットして、その問題意識を共有するとか、むしろ単なる情報にとどまらない話が大事だということが多分3 ポツの(1) の表題は「情報収集の強化」ですが、中身は課題共有という話も言われていて、そうすると、もちろん情報だけというよりかは、実質的なコミットメントをしていただいて各省に課題共有が大事だというのが実は大きな問題だということが含まれているのかなと思うのですが、そういうことでいいのかというのが2 点目です。

3 点目は、ファクトにかかわる問題で、これは関係省庁の管理職クラスを併任として出してくるといったときに補佐級になったのが課長にしたらかどうかと言われましたが、例えばこれはきょうでなくてもいいのですが、どの省庁からどのクラスの人が来ていたのか

とか、逆に言う तो リストアップしていただくといいのかなと、過去10年ぐらいかと思うのです。あるいは併任というのは、実態としてどういう力、配分で仕事をされていたのでしょうか。ここはなかなか難しいと思うのですが、机があったか、なかったかとか、代替指標はあるかもしれませんが、その辺のニュアンスがわかることを、これは数字というよりはむしろどういう御経験だったのかというあたりを少し総括していただいた上でどうするか。つまり、どのレベルでどういう形でコミットしていただくことが多分今後の業務をしていく上で大事か。実質的にはそこが一番大事なのかなという感じがしますので、そういうファクトの情報が欲しいなというのは一つ。

もう一つは、これもファクトの質問ですが、9 ページのところでは現在の体制が書かれていますが、政策統括官で科学技術政策・イノベーション担当のところはコアですということになっていて、多分ここはいろんな話がいろいろ来ってしまうわけですね。エネルギー基本法との関係とか総合科学技術基本計画との関係というのは本文でも多少議論していますが、多分ここに全部押し込むというのはかなり無理のある話のところがあって、とはいえ、政策統括官をどのぐらい置けるかとか、そんなに自由度のある話ではないので、そういうようになった経緯はなぜかというということと、逆に政策統括官レベルで独立したものが置けないとすると、原子力政策担当の室長とか、次長とか、参事官とか、このレベルを一体どういうようにやればより実効的に動かせるのかというあたり、ここはどういう形で出向者の併任があるかということと絡んでくるのだと思うのですが、そのあたりについても若干お考えがあればいただければと思います。

○森田座長　お願いします。資料については、また改めて、次にまとめていただくので早めにお渡しいただければと思います。それ以外のところでどうぞ。

○板倉参事官　まず、2 つ目の質問につきましては、そういった御理解でよろしいかと思います。私どももそういった理解です。

3 つ目の併任者のレベル等でございますが、とりあえず現状を申しますと、かなり幅広く各省に併任がかかってございまして、外務省、文部科学省、農水省、経済産業省、国土交通省、環境省といったところでございます。文部科学省と経済産業省につきましては、一部既に管理職になった方、なり立ての方ぐらいですが、その方も併任がかかっていますが、補佐の方もいらっしゃいます。ほかの省庁はほぼ皆補佐クラスですが、そこは詳細の説明は後日させていただきます。

原子力政策担当室の構成につきまして、特に統括官、審議官が併任であるということでございますが、逆に言えば、省庁再編前も原子力局長が全て原子力委員会の仕事をしていたというわけではございませんので、そういったことからすれば、専任の局長級をあてがうということは恐らく想定されていなかったのだと思います。そういう中で参事官級が選任であるということなのでこの室ができ上がったと理解しております。

○森田座長　城山委員、よろしいですか。

では、増田委員、どうぞ。

○増田委員 後の作業の関係で、もう城山委員の中に多分含まれると思うのですが、今の原子力委員会の事務局の実力という意味で、座布団持ちではなくて自前で持っている、給料を払っている職員は大体どんな感じで変わってきたかとか、そういうものを教えてほしいなと思います。

あと、専門性関係で、原子力委員会が学術会議だとか原子力研究開発局とか、諮問して、それでいろいろ答申をもらっているものがあると思うのですが、そういったものはこれまでどの程度、そういう外部の力を生かしてきたのかとか、そんなものがわかる資料をいただければと思います。

○板倉参事官 承知いたしました。

○森田座長 ほかにいかがでしょうか。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 ありがとうございます。まず、簡潔にいきたいのですが、10ページで1998年度下旬で14、これは原子力調査室が14という数字だと思いますけれども、2000年以前は長期計画ではあらゆる課が1つずつ分科会を担当していて、それ以外の専門部会でもそれぞれの該当する課が担当していたので、調査室だけではなくて、ある種、総動員だったと認識しております。

1つ聞きたいのですが、原子力安全局とのリンケージ、なるべく分離せよということでしたけれども、人事異動での交流とか、そういうのはどうだったのかをわかる範囲で知りたい。

(2)で、うち電力会社出向者数という、既に2001年以前から電力会社出向者数、これは指定席だったのでしょうか。電力に限らず、外からの援軍を頼むのは最も適材の人を頼むのが妥当であって、メーカーとかいろんな選択肢があったはずなのですが、電力だけを指定して選ぶというような仕組みがもしあったとすれば、それはいつからできたのだろうという。新しく2001年以降は明らかに私自身が知っていますけれども、それ以前については余りよくわからなかったもので、わかる範囲で。

それと、今の新しい組織がつくられるとすれば、推進組織ではないわけですね。案を見ても、原子力開発推進組織ではなくなった。だから、推進体制というような関係も原子力規制委員会との関係ではなくなった、解消されたと考えられますけれども、その場合の事務局レベルでの協力とか、そういうようなことがテーマによっては必要になると思うのですが、その辺はじっくり議論する必要があると思っています。

以上です。

○森田座長 お願いします。

○板倉参事官 まずは再編前の安全局との関係でございますが、安全局も安全に係ることが原子力委員会で議論される際には共同事務局として参画する、事務局側に参画するという体制になってございました。実際、安全も含めた議論がされるときにはそのような体制で処理しております。

あとは電力会社からの調査員は指定席かどうかということにつきましては、次回御説明させていただきます。

規制庁との関係につきましては、例えば核不拡散の話などが今後議論されることになりますと、当然保障措置、更に核セキュリティといったことを担当する規制庁との連携はより重要になるかと思いますので、今後規制庁と相談させていただきたいと考えてございます。

○森田座長 よろしいでしょうか。

○吉岡委員 はい。

○森田座長 ほかにいかがでしょうか。

今は原子力委員会の事務体制についてのお話ですけれども、前回の小幡委員の御説明にありました、そして先ほどもございました行政組織一般話も含めて、組織も法律上どのような位置づけをするか、事務を配分するかということもございしますが、それを実施する実際の人員その他リソースがないと動けないわけございまして、それを合わせて原子力委員会というのはどのように考えるべきか、どういう位置づけられるのか、これは単独で決めるというよりも、今の定数管理であるとか、そうした枠の中で考えなければならぬと思います。その辺も含めて何か御質問、御意見があればどうぞ。

それでは、城山委員、どうぞ。

○城山委員 前の議題に戻ってしまうところもあるのですが、よろしいですか。今の吉岡委員の言われたことと若干関連するのですが、多分、原子力委員会と規制委員会との関係というのは前にも若干触れられたと思うのです。これは結構重要なテーマだと思います。気にかかったのは、先ほど資料2-2を議論したとき、佐藤委員の最後のコメントに対してどうするかというのは実は先ほどのところで最後総括していなかったもので、それとも絡んできていて、それで戻って恐縮です。

資料2-2でいうと、6ページのところですね。「核燃料物質、原子炉に関する規制に関すること」というところをどうするかというのは、今回も修正はなかったのですが、多分佐藤委員のおっしゃりたかったことは、規制の個別の話はつかさつかさで規制委員会がやる話なのだけれども、特に不拡散という観点から、今の規制の体制がきちっと全体として成り立っているのですかというような話というのは、多分原子力委員会としても物を言ってもいいのではないかというのが大きな話なのだろうと思います。

これは基本的にはほかの分野も共通で、燃料サイクルなども基本的にはつかさつかさで実質的には経産省にやっていただくのだけれども、あるときに意見は言えますという話で、ここは基本的にダブルチェックについて言えば、オペレーションの個別のダブルチェックは基本的にはもう規制委員会でも独立機関なので委ねてもいいでしょうという話ですけれども、平和目的といいますか、不拡散という広い観点から見るときに、今の規制体制がどうなのかということは、もはや推進対規制という話ではなくて、これは橘川委員の言葉を使えば運営機関としての原子力委員会なり、その後継組織からは俯瞰的に課題を言う

ということは当然あり得るということだと思ふのです。

だから、そのことをどこかに確かに書き込む必要はあって、これは今、事務局の話として御議論いただきましたが、事務局というか全体にかかわる話です。多分きょう、議論する余地はないので、案を考えて今度皆さんに御検討いただくということになると思います。そういうことを恐らく6ページの論点のところに書き込むか、あるいはもう一つの選択肢は、ここに全部埋め込んでいいのかということだと思ふのですが、3ページの平和利用のところで、2つの「等」といったことにかかわるのですが、平和利用等に係る話で核燃料サイクル等について議論するというのは、例えば「等」の中を言うと、平和利用及び不拡散等に係る観点から核燃料サイクルあるいは場合によっては規制の在り方についても平和利用の観点から言うということはある。どちらかで対応したほうがいいかなと思いますので、もし御意見があれば今いただきたいということと、どちらがいいのかあたりは少し事務局等とも相談して考えてみたいと思います。

○森田座長 何か御意見があれば。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 今のことに對してではないのですが、それに関連する話で、資料2-2の2ページの【論点】で、「役割分担の下で、実施に責任を持つ省庁と異なる立場で」。それから、役割分担ということと、先ほどおっしゃった上から俯瞰するというのと次元が違うのは混乱してしまうのではないかと、この「役割分担」という言葉が気になっていたのです。規制委員会も同じかもしれませんが、関係省庁とぴしっと割り切れる役割分担ではなくて、まさに違う視点から、あるいは異なる立場から全体を見るということなので、今のことをお考えになるときにここのところも見ていただけたらと思います。

○森田座長 失礼しました。私の理解だと、先ほどの6ページのところは一応先ほど城山委員のほうはそういう形で修正してやぶさかではないと受けとめておりましたので。

○城山委員 それを具体的に言うと今みたいな話になるということだと思います。

○森田座長 3ページのほうも「例えば」が入って、更に「等」「等」が入っているので、相当ある意味では幅広に受けとめられるかなという気がしております。

いずれにしても、今の議論を踏まえて修正、調整をお願いします。

それでは、ほかにいかがでございましょうか。もう時間がなくなってまいりましたので、これくらいでよろしいでしょうか。お疲れの様子も見られますし。

今回から原子力委員会の組織の在り方について、本格的に議論を始めたところでございます。追加の御意見等ございましたら、事務局宛にいただきたいと思ひますし、また資料を提出されたいという委員の方がいらっしゃいましたら、これも事務局のほうに御提出いただきたいと思ひております。今までのように会議の場で時間をとって議論させていただきたいと思ひます。

それでは、大臣、最後に何かございますか。

○山本大臣 もうございません。集中的に議論していただいて、ありがとうございます。

引き続き、よろしくどうぞお願いします。

○森田座長 それでは、最後に、日程につきまして事務局のほうから連絡をお願いいたします。

○石井参事官 次回、第9回でございますが、11月14日、木曜日、いつもより少し早いですが、9時～11時を予定しております。

以上でございます。

○森田座長 本日はどうもありがとうございました。御協力いただきまして、ほぼ時間どおりに終了いたしました。どうもありがとうございました。